

【札幌地方裁判所平成19年(ワ)第1205号事件・判決要旨】

1 本件は、道内某自衛隊基地内に住み込んで勤務していた女性自衛官の原告（事件当時20歳）が、基地内で夜勤中の男性自衛官A（事件当時31歳）から、基地内の一室で性的暴行を受けたこと、職場内で性的暴行を受けたと申し出たのに職場監督者が適切な対応を怠った上、退職を強要されたことを主張し、被告国に対し慰藉料の支払を求めた事案である。

2 本件の争点は次の3点である。

- ① Aの原告に対する性的暴行があつたのかどうか、あつたとして、これが国家賠償法1条1項所定の「公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて」のものと認められるかという点。
- ② 性的暴行の事実が認められる場合、その被害申告をした原告に対し、本件部隊の職場監督者（隊長や小隊長など）の対応に、国家賠償法1条1項所定の違法な職務行為があつたかどうかという点。
- ③ 上記①②が肯定されたとした場合、これらによって原告にいかなる損害が生じたと認められるかという点である。

3 争点①に関する裁判所の判断

Aは、深夜、勤務場所で飲酒の上、内線電話で原告を勤務部屋まで呼びだし、その部屋が周囲から隔絶された場所にあること、階級の上下関係があるため心理的に原告が反抗しにくいことを利用して原告を部屋に留ませた上、腕力で原告の抵抗を抑圧して、避妊措置なしの性交をしようとしたが、性交自体は未遂に終わったという事実が認められる。性的接触が合意に基づくというAの弁解は信用できない。

この性的暴行は、これが敢行された状況に照らせば、国家賠償法1条1項所定の違法行為にあたる。

4 争点②に関する裁判所の判断

原告は、女性自衛官同席での事情聴取がされなかつた結果、男性上司に性的

暴行の詳細を事細かに説明することができず、その結果、本件部隊の職場監督者は、Aの行為が強姦まがいの深刻なものであったとまでは認識しなかった。

そのため、事件後の対応に適切さを欠く結果となり、①原告が心身の被害を回復できるよう配慮すべき義務、②Aの性的暴行によって原告の勤務環境が不快なものとなっている状態を改善する義務、③性的被害を訴える原告が職場の厄介者と疎んじられ不利益を受けることがないよう配慮すべき義務といった、職場監督者の義務が尽くされず、原告に対する次のとおりの違法な処遇が行われた。

まず、事件発覚後20日ほど、男性上司が付き添って医師の診断結果と一緒に聞くことを条件としてしか婦人科受診のための外出許可をしないとされたため、原告は、その間、羞恥心から婦人科受診を断念せざるをえなかった。

次に、Aと原告の隔離措置も不十分であったし、原告がAの転属を強く希望しており、実際、事件後2か月程度でAの遠方への転属が内定していたのに、基地にとどめて事情聴取を行う必要があるとの理由で、Aの転属を延期し、原告が基地内でAと顔を合わせる状況を長引かせた。

さらに、本件部隊では、事件から4か月が経過したころから、原告が周囲に迷惑をかけたとして上司たちが原告を退職に追い込もうとした。

上記の違法な処遇は、国家賠償法1条1項所定の違法な職務行為によってもたらされたものである。

5 争点③に関する裁判所の判断

Aの性的暴行による苦痛に対する慰藉料としては200万円、事後の違法な処遇による苦痛に対する慰藉料として300万円と定めるのが相当である。

以上